

## 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（素案）

私たちの社会は多様性にあふれています。違いのある者同士が、互いに尊重しあい、励ましあい、補いあい、つながりあい、支えあいながら、人生のどの時期も社会の一員として居場所をもち、自らの生き方を自ら決められることで、すべての人は平等かつ個性的に生きることができます。

私たちは、暮らしの中で、生まれながらまたは人生の途中で、ライフステージや暮らしの状況によって、様々な困難に直面します。ときに困難は、私たちの内側にあるものではなく、社会との間の障壁として、私たちの前に立ちはだかります。そのようなとき、私たちと社会との間の障壁をなくし、新たなつながりを構築し、社会的な孤立を防ぐことができれば、私たちは困っている状況から抜け出す一歩を踏み出しやすくなります。

障壁を個人や家族のなかにあるものとせず、社会の課題として対応し、その理念によってまちを築いていく考えは、鎌倉市に住む人が健康でゆたかに暮らしていくための基盤となるものです。

私たちのまち鎌倉は、子どもから高齢者まで、性別や様々な違いに関わりなく、すべての人が多様性に寛容で、互いの力を発揮し、つながりを構築しながら、孤立せず安心して生涯暮らせる共生社会の実現をめざすことを決意し、その道のりで出会う困難を乗り越える道標とするために、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、市民が相互に理解し合うとともに、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことのできる共生社会（以下、「共生社会」という。）を実現するため、かかる市の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民が相互に理解し合うとともに、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことので

きる社会をいう。

(2) 市民 鎌倉市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市が共生社会の実現に向けた取組を推進するに当たっては、市民が有する何らかの困難を社会全体の課題と捉え、次に掲げる基本理念に基づき、行うものとする。

(1) 市民は、互いの違いを認めあい、様々な機会をとらえて共生社会について学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、社会的に孤立することなく、地域社会を構成する一員として社会参加できること。

(2) 市民は、コミュニケーションをする際に支援が必要な状況か否かに関わらず、必要な情報を取得し、自らの生き方を自らの意思で選択し、決定し、主体的に生活できること。

(3) 市民は、安全で安心した環境の下で生活できること。

(4) 市民は、何らかの困難を有するときは、立場、年齢、性別、その他の様々な違いに関わらず、合理的配慮に基づく必要な支援を受けられること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念についての理解を深めるとともに、共生社会の実現に向けた取り組みに努めるものとする。

(意識の形成と理解の促進)

第6条 市は、共生社会に関する意識を市民に浸透させ、理解を促進するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

(1) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図ること。

(2) 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を実施すること。

(3) 市民が様々な分野の活動に参画参加できるよう、多様性に配慮した市民同士の交流の場を確保し、充実させること。

(4) 前3号を実現するため、市民の意思決定及び意見表明のための支援を確保し、充実させること。

(個に応じた情報提供等)

第7条 市は、市民が必要な情報を収集し、活用することができるよう、新しい考えやテクノロジーの活用に配慮しつつ、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 情報の取得を困難とする市民が情報を取得しやすいよう、必要かつ合理的な情報提供の手段を確保すること。
- (2) 何らかの困難を有する市民が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用に努めること。
- (3) 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらえよう、個人の能力に合わせた多様な意思疎通のための手段の確保に努めること。

(生活環境の整備)

第8条 市は、市民が安全で安心した生活を送れるよう、必要な環境を整備するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 先進的な技術の活用を含め、個に応じた物理的な生活環境の整備に努めること。
- (2) 地域における住民相互の支援体制を整備するとともに、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努めること。

(共生社会の実現に向けた推進体制の整備)

第9条 市は、共生社会の実現に向けた推進体制を整備するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携を図り、また、当該市民及び事業者への支援をすること。
- (2) 何らかの困難を有する市民に対する支援の質を向上させるとともに、支援者に対する支援に努めること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他制度の枠を超えた分野横断的な支援体制を構築すること。

(災害等への対応)

第10条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、前4条の趣旨に則り、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るた

めの行動に何らかの支援が必要な市民に対して、市民と協力しながら多様性に配慮した支援が提供できるよう、体制の整備に努めるものとする。

(計画等への反映等)

第11条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定にあたっては、第3条の基本理念を最大限尊重し、制定又は策定するものとする。

2 前項の行政計画の評価の実施に当たっては、第3条の基本理念の視点を含めて評価するものとする。

(財政上の措置等)

第12条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。